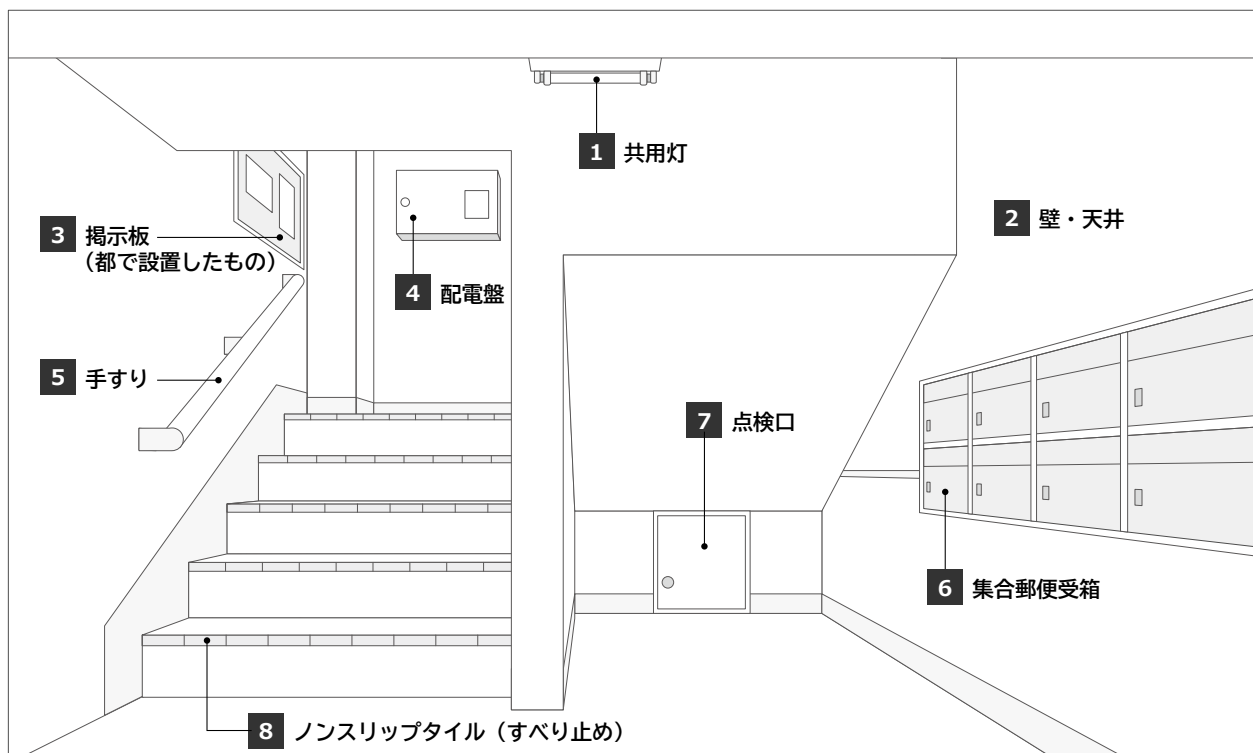


- ・東京都が費用を負担する修繕 → 「東京都負担」
- ・みなさんに費用を負担していただく修繕 → 「みなさん負担」

※費用区分が「東京都負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費用は「みなさん負担」となります。

- 下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。
- 住戸のタイプにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
- 図示にない設備の負担区分はお問い合わせください。

<p>掲示板（都で設置したもの） 3</p> <p>・破損した = 東京都負担</p>	<p>共用灯、壁・天井 1 2</p> <p>■ 共用灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・球切れ = みなさん負担 ・破損した（カバー、点灯管、スイッチ） = みなさん負担 ・本体の不良 = 東京都負担 <p>■ 壁・天井</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱落した・浮いている = 東京都負担 ・塗装がはがれた = みなさん負担
<p>配電盤 4</p> <p>・腐食した・破損した = 東京都負担</p>	<p>集合郵便受箱 6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丁番、施錠が破損した = みなさん負担 ・扉が破損した = 東京都負担 ・本体が脱落した = 東京都負担
<p>手すり 5</p> <p>・破損した = 東京都負担</p>	



◆ 注意事項 ◆

階段は共用の通路です。
階段や踊り場には物を置かないようにしましょう。

点検口、ノンスリップタイル（すべり止め） **7 8**

- 点検口
 - ・開閉不良 = 東京都負担
 - ・塗装のはがれ = みなさん負担
- ノンスリップタイル（すべり止め）
 - ・はがれた、破損した = 東京都負担